

至誠ホームオン二

短期入所生活介護 重要事項説明書

1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

担 当： 至誠ホームオン二 池端 亨、伊藤 和紀

電 話： 042-526-1102（代表）

受付時間： 午前9：00～午後5：00（月～金）

※ご不明な点は、何でもご遠慮なくご相談下さい。

2 事業所への要望・苦情についての相談窓口

（1）苦情処理の体制及び手順

- ① 利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

*苦情の把握について

電話・FAX・Eメール・手紙・投書箱・ボランティア等により幅広く行います。

*検討会の開催

苦情申立て人より要望があった場合は、当法人が設置する利用者相談委員会(第三者機関)を召集し、原因分析・改善策等を協議します。

*改善の実施

申立人に対し、苦情解決責任者、該当施設の施設長から改善策等について文書で回答し同意を得た後、苦情内容と回答を、法人内に設置する掲示板に掲示します。

*解決困難な場合

保険者及び東京都国民健康保険団体連合会に相談します。

*再発防止

同様の苦情・事故等が発生しないよう、受付けた苦情について、研修会で再発防止に努めると共に、法人の広報誌に掲載し、関係者や地域に配布します。

（2）至誠ホーム利用者相談委員会

電 話： 042-527-0374（専用）

受付時間： 午前10時～午後4時（月～金）

担 当： 白澤 征爾

（3）区市町村の相談・苦情窓口

立川市福祉保健部介護保険課介護給付係

電 話： 042-523-2111（代表）

（4）東京都社会福祉協議会内第三者機関

運営適正化委員会

電 話： 03-5283-7020

(5) 東京都の相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会

電 話： 03-6238-0177

その他、各保険者窓口に相談・苦情申し立てが可能です。

3 事業所の概要

(1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、居宅サービス計画に基づき、居宅における生活と利用中の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各家（ユニットと呼ぶ）において利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるようにお手伝い致します。また利用者の心身機能の維持、並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるようにもお手伝い致します。

(2) 理念・方針

法人の理念「まことの心」、信念『まことの心の動きは 人の心を動かし天に通ず』と福祉の心「人間尊重」を基本理念とし、地域のなかで「高齢者福祉文化」を創造するホームであり続けます。「明るく、健康で豊かな高齢期の生活づくり」をテーマに、ケアの三原則「自己決定の尊重・能力の活用・生活の継続性」を守り利用者の自立した生活に向けお手伝い致します。

(3) 提供できるサービスの種類

事業所名	社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠ホームオン二
所在地	東京都立川市錦町2丁目10番26号
指定番号	東京都第1373003282
サービス提供地域	立川市・日野市・国立市（それ以外の地域の方も相談に応じます）
その他	個室仕様の部屋で5人の方が一緒に暮らしていく家（ユニットと呼びます）で共同生活を送っていただく施設です。

(4) 職員体制 (介護老人福祉施設の職員含む)

職 種	計
管 理 者	1 名
医 師	0 (1) 名以上
生活相談員	1 名以上
栄養士（管理栄養士）	1 名以上
調理員	委託
機能訓練指導員	1 名以上

介護支援専門員	1名以上
事務職員	適当数
看護師	2名以上
介護員	14名以上
合 計	22名以上

(5) 設備概要

定 員		5名	ユニット	1
居 室	ユニット型個室	5室	*訓練室	1室
トイレ		2室	*診療室	1室
ユニット浴（リフト浴）		1室	洗濯室	1室
*特殊浴槽（ミスト浴）		1室	食 堂	1室

*介護老人福祉施設の付帯設備となります。

4 サービス内容

(1) 短期入所生活介護計画の作成

介護支援専門員等の作成した「居宅サービス計画」の内容と、利用者および家族の希望に基づき「短期入所生活介護計画」（以下、介護計画とする）を作成します。また、利用者および家族等に介護計画の説明を行い、同意をいただきます。

(2) 食事

朝食／7：30～9：00 昼食／12：00～13：00 夕食／18：00～19：00
 予め連絡を頂いた場合は、衛生上又は管理上許容可能な範囲で一定時間（2時間以内）、食事の取り置きをすることができます。 また、湯茶等のサービスがあります。
 それぞれ、食堂においておとりいただきます。

(3) 入浴

7日間の利用で2回入浴していただきます。但し、利用者の状態に応じて清拭等になる場合があります。

(4) 介護

介護計画に沿って下記の介護を行ないます。
 着替え・食事・入浴・排泄・移動等の介助、体位交換、服薬介助等。

(5) 口腔ケア

うがいやブラッシング、義歯洗浄などについては夕食後に介助しております。その他の時間においてご希望の場合は、お気軽にご相談ください。

(6) 機能訓練

介護計画に沿い、滞在されるユニットや機能訓練室において生活リハビリを行い、心身機能の低下防止に努めます。

(7) 生活・介護相談

担当の他、介護支援専門員もおります。お気軽にご相談ください。

(8) 健康管理

入所時に健康チェックを行ないます。入所期間中に体調がすぐれない場合は医療機関で受診していただく事があります。通院に伴う送迎の費用を別途いただく場合があります。

(9) 特別食の提供

塩分制限、水分制限、タンパク質などの制限がある方の場合、相談員及び管理栄養士へご相談ください。料金は別途かかる場合があります。

(10) 理美容のサービス

訪問美容のサービスもあります。料金は実費をお支払いいただきます。利用方法や料金などについては職員にお問い合わせください。

(11) レクリエーションなど

施設内において、様々な活動を実施しております。また、クラブ活動・行事等によっては別途参加費のかかる場合もあります。

5 サービス利用方法

(1) サービス利用契約

担当の介護支援専門員と相談の上、電話などでお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③その他

以下の場合、30日前までに文書で通知することによりサービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・利用者がサービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合
- ・利用者や家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ・やむを得ない事情により、当施設が閉鎖または縮小する場合

6 利用料金

(1) 基本サービス料金

① 施設利用料

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	704/日	750円/日	1,501円/日	2,251円/日
要介護2	772/日	823円/日	1,646円/日	2,469円/日
要介護3	847/日	903円/日	1,806円/日	2,709円/日
要介護4	918/日	979円/日	1,957円/日	2,936円/日
要介護5	987/日	1,052円/日	2,104円/日	3,156円/日

② 主な加算等

加算	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
送迎加算 ※1	184/回	196 円/回	392 円/回	588 円/回	
機能訓練体制加算	12/日	13 円/回	26 円/回	39 円/回	
療養食加算 ※1	8/回 (3回/日まで)	9 円/回	17 円/回	26 円/回	
旧	処遇改善加算Ⅰ	1 月につき 所定単位×83/1000×10.66×負担割合分。 (支給限度額管理の対象外の算定項目)			令和 6 年 5月まで
	特定処遇改善Ⅱ	1 月につき 所定単位×23/1000×10.66×負担割合分。 (支給限度額管理の対象外の算定項目)			
	介護職員ベースアップ加算	1 月につき 所定単位×16/1000×10.66×負担割合分 (支給限度額管理の対象外の算定項目)			
新	処遇改善加算Ⅱ	1 月につき 所定単位×136/1000×10.66×負担割合分。 (支給限度額管理の対象外の算定項目)			令和6年 6月から

※上記及びその他の加算については介護保険給付の取り扱いに応じた算定となります。

(2) 食事代 1日あたり 1,650円(朝:430円 昼:650円 タ:570円)

(3) 滞在費 1日あたり 3,150円

*施設利用料、食費、滞在費については、所得などに応じた減免措置や保険者独自の減免制度があります。

(4) 送迎代 介護保険で定められた送迎代1,961円(片道)のうち、負担割合(1割、2割、

3割)に応じた自己負担額をいただきます。

また、サービス提供地域以外の方にご利用いただく場合は、別途1,000円いただきます。

*通常の送迎の実施地域は、立川市、日野市、国立市とします。

(5) 日常生活費

Aセット	ティッシュペーパー、 整容品(保湿剤・ヘアブラシ・整髪料など) 清拭、おしぼり	¥100/日
Bセット	ウエットティッシュ 整容品(保湿剤・ヘアブラシ・整髪料など) 清拭、おしぼり	¥100/日
Cセット	洗剤粉末、洗剤液体、柔軟剤、化粧水 ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、ヘアブラシなど 清拭、おしぼり	¥100/日
Dセット	洗剤粉末、洗剤液体、柔軟剤、保湿剤 ティッシュペーパー、洗顔料 清拭、おしぼり	¥100/日

日常生活費について、上記の通り説明を受け、

(A B C D) を選択します。

(6) 活動費

活動に参加をされた場合のみいただく費用。

ユニット活動、グループ活動・個人活動

実 費

(7) その他の費用

電化製品の持ち込みについては、一製品につき ¥50/月いただきます。

7 利用に当たっての留意事項

(1) 家族付き添い

原則、入退所時にはご家族の付き添いをお願いしています。入所時には、短期入所生活介護計画の説明をし、同意を頂きます。介護・看護職員がご自宅での様子を聞き取ります。

(2) 面会時間

概ね午前9時から午後8時としていますが、それ以外についてはご相談ください。

(3) 飲酒、喫煙

お身体に影響のない範囲でお楽しみください。喫煙する場所が限定されておりますので、ご了承ください。不審火の心配もありますので、喫煙以外は、煙草とライターは滞在するユニットでお預かりさせていただきます。

(4) 金銭、貴重品の管理

多額の金銭や貴重品のお持込は原則ご遠慮いただいております。やむを得ない場合は必ず担当者にご相談ください。なお、利用者及び家族の了承の下、利用者本人が管理する場合には破損、紛失につきましては自己責任となります。

(5) 設備・器具の利用

共通の備品については自由にお使いください。その他、テレビ、ラジオ、パソコンなどの使用についてはご相談ください。

(6) 宗教・政治活動

施設内において、他の利用者に対する宗教・政治活動はご遠慮ください。

(7) 衣類の洗濯

衣類の洗濯は施設で実施いたします。退所直前や短期間のご利用の場合、できない場合もありますので、ご了承ください。また、紛失の恐れもある為、衣類には氏名のご記入の協力を頂いております。

持参する衣類は、洗濯に耐えられるものとし、洗濯に耐えられないものや高価なものはお控えいただきます。

(8) ペット

ペットの持ち込みはご遠慮ください。

(9) 食べ物の持込、利用者間のやりとり

食べ物の持込については健康上の理由により、職員にご相談ください。利用者間のやりとりについては食べ物の制限を受けている方もおりますので、ご遠慮ください。

(10) その他

入所時に持参される身の回り品は必要最低限（入所のしおりにて説明）として頂きます

8 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

主治医	氏 名	
	所 属	
ご家族	住 所	
	連絡先	
	氏 名	
	連絡先 1	
	連絡先 2	

受診時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があり、医療機関への受診の必要性がある場合は、緊急やむを得ない場合を除

き救急車もしくはご家族での受診をお願い致します。

9 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 消防計画により対応します。
- (2) 防災設備 必要な設備を備えております。
- (3) 防災訓練 年に2回以上防災訓練を実施します
- (4) 防火管理者 防火管理者

至誠ホームオン二園長 宮本 智行

10 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下の通りです。

直近の実施日：無

評価機関名：無

評価結果公表：無

11 感染症対策

至誠ホームオン二は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の項目に取り組みます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

12 業務継続計画

至誠ホームオン二は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむ

を得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します

14 高齢者虐待防止の推進

至誠ホームオンニでは、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、以下の項目に取り組みます。

- ① 高齢者虐待防止の指針を整備します。
- ② 高齢者虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- ③ 職員に対して、人権擁護、虐待防止等の研修を定期的に開催します。
- ④ 上記の取り組みを適切に実施するために、高齢者虐待防止の担当者を置きます。

15 ハラスメント対策の強化

至誠ホームオンニは、適切なサービス支援環境を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービス従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

16 守秘義務の対応

事業者及びサービス従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を、退職時に従業者と文書で取り交わします。

17 至誠ホームのケアサービス提供ポリシー ～利用者とスタッフの信頼のルール「絆」～

至誠ホームでは、利用者の人格を尊重し、利用者が安心してサービスを利用できることを目指します。そのためにスタッフ、利用者、ご家族の信頼のルールを定め、お互いを結ぶ「絆」を大切にします。

<利用者の立場から>

1. 専門的で思いやりがあり、丁寧なケアを利用できる
2. 常に自分自身の可能性と自律が大切にされるケアを利用できる
3. スタッフとご家族、ボランティアさんの協力による心温かいケアを受けられる

<スタッフの立場から>

1. 一生懸命取り組む福祉の仕事と、心を尽くした働きが尊重される
2. 温かい雰囲気の中で、ケアの仕事に就ける事が保障される
3. 働く者の尊厳と良心を傷つける言動や行為に対しては、自らを護ることが認められる

信頼の絆は、利用者・ご家族、スタッフの「笑顔」と「ありがとう」という相手に敬意を示す態度と言葉から育まれます。お互いの立場を尊重し、お互いを大切に思う心で、共に絆を作り上げる努力を続けます。

18 法人の概要

法人名称	社会福祉法人至誠学舎立川
代表者	理 事 長 稲永 勝行 常務理事・至誠ホーム長 旭 博之
法人本部所在地	〒190-0022 東京都立川市錦町六丁目28番15号
電話番号	042-527-7734
法人設立	明治45年（司法少年保護団体）

年 月 日

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

所在地 〒190-0022 立川市錦町2丁目10番26号

名 称 社会福祉法人至誠学舎立川 至誠ホームオン二 園長 宮本 智行 印

説明者 氏 名 _____ 印

同意書

年 月 日

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護について重要事項の説明を受け同意しました。

< 利用者 >

住所 _____

氏名 _____ 印

< 家族・代理人・成年後見人等 >

住所 _____

氏名 _____ 印 (続き柄: _____)